

## 自動販売機設置及び設置場所貸付に係る仕様書

### 1. 貸付場所、貸付面積、台数

貸付場所	貸付面積	台数	最低貸付料 (月額)
新潟市秋葉区新津東町1丁目5番12号 新潟市新津地区勤労青少年ホーム1階 料理講習室脇	1.50㎡	1	530円

※1 「貸付面積」には、本体設置面積のほか、使用済み容器回収箱等の設置、転倒防止に必要な器具の設置並びに電気使用量を計測するための専用子メーターの設置のための面積を含む。設置場所の詳細は施設管理人と協議のうえ設置すること。

※2 自動販売機の機種によっては、設置及び商品補充やメンテナンスのため扉の開閉等に支障がある場合も考えられるため、必ず見積書提出前に設置場所の確認をしておくこと。

### 2. 貸付期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間・更新なし）

### 3. 設置条件

#### (1) 大きさ、およびデザイン

自動販売機の大きさ、容器回収ボックス、子メーター等を含め「貸付面積」以内に設置できるものとする。

#### (2) 環境対応

①ノンフロン対応機とすること。

②照明の自動点滅・減光、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

#### (3) 耐震対策（転倒防止対策等）

自動販売機の設置にあたっては、日本工業規格（JIS）の「自動販売機の据付基準」や日本自動販売機工業会の「自動販売機据付基準マニュアル」等を遵守し、転倒防止措置等の安全確保を十二分に行うこと。

その際、できる限り施設の躯体に負担がかからない方法で設置すること。

#### (4) 空容器回収箱

①自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを必要数設置する。

#### ②回収ボックスの規格

・プラスチック製または金属製とする。

・容器回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済容器が溢れたり、周囲に散乱したりしないよう十分な収容容器のものとする。

③使用済容器については、容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など関係法令に基づいて適切に処理する。

#### (5) 自動販売機の設置及び管理運営

①設置業者において、商品の補充及び消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

②設置業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って自動販売機の維持管理に努めるほか、故障時には即時対応する。

③自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、設置業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

#### 4. 自動販売機および販売商品の種類等

(1) 酒類を除く清涼飲料とする。また、缶及びペットボトルによる販売に限る。

(2) 標準販売価格以下の販売とする。

(3) 利用者の嗜好に幅広く対応できるよう、水、お茶、コーヒー、炭酸飲料、スポーツドリンク等極力バラエティーに富んだ品揃えとする。

(4) 設置事業者が販売価格帯を新設又は変更しようとするときは新潟市と事前協議すること。

(5) 設置する自動販売機は、新品・未使用品とする。

#### 5. 商品管理

(1) 商品管理には万全を期すこと。特に不良品点検（賞味期限切れ等）は厳しく管理すること。

(2) 平日・休日にかかわらず適宜商品を補充し、売切れが生じないようにすること。

#### 6. 貸付料及び納入方法

(1) 貸付料は新潟市が発行する納入通知書により、毎月新潟市の指定する期日までに支払うものとする。なお、貸付期間が1月に満たない端数がある場合は、日割りをもって計算する。

(2) 標準貸付料は、自動販売機に係る毎月の売上の総合計額を100で除した値に「貸付料入札（提案）書」に記載された貸付単価（売上額100円に対する貸付料）を乗じて得た額（円未満切捨て）とする。なお、標準貸付料が最低貸付料を上回る場合は標準貸付料を、標準貸付料が最低貸付料を下回る場合は最低貸付料を、新潟市に支払うものとする。

(3) 建物内に設置する自動販売機の場合、設置者が新潟市に支払う貸付料は、(2)の当該金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは切り捨てるものとする。）とする。

#### 7. 費用負担

(1) 設置及び撤去等

自動販売機の設置（電気、配線等）維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者が負担する。工事を必要とする場合には、新潟市の指示に従うものとする。

(2) 電気料金

① 「新潟市公有財産事務取扱要領」の規定により算定した額を設置事業者が負担する。

② 新潟市が発行する納入通知書により、3か月毎に新潟市が指定する期日までに納入すること。

③ 電気使用量を計測するための専用子メーターの使用量を翌月15日までに新潟市に報告す

ること。（提出書式は任意）

（３）電気使用量を計測するための専用子メーターを設置する場合の費用は、設置事業者が負担する。なお、設置にあたっては新潟市の指示に従うものとする。

（４）ごみ箱、空き缶回収箱及び新潟市の指示する設置の伴う物品並びにごみ処理費は設置事業者が負担する。

## 8. 契約の解除

設置業者は、自己の都合により自動販売機を取り下げる場合は、事前に新潟市に書面により通知することで、甲の指示する方法により契約を解除することができる。

## 9. 自動販売機設置に伴う事故

新潟市の責に帰する事由による場合を除き、設置業者がその責を負う。

## 10. 商品・機種等の盗難及び破損

（１）新潟市の責に帰することが明らかな場合を除き、新潟市はその責を負わない。

（２）設置事業者は、商品及び自動販売機が毀損または汚損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

## 11. 現状復旧

設置業者は、自動販売機を撤去したときは、自らの責任と負担のもとに現状復旧を行い新潟市の確認を受けること。

## 12. その他

事業の執行、施設管理を行う上で必要な施設の閉鎖及び停電並びに電力会社による計画停電等による売上の減少等については、新潟市はその責を負わない。

## 13. 参考データ

施設利用状況（令和元年度実績）

- ・利用者 26,278人
- ・開館日 346日／年
- ・開館時間 午前9時から午後10時まで
- ・休館日 ①12月29日～1月3日  
②臨時休館（お盆等）